

コンクリート造の工作物の解体等 作業主任者技能講習のご案内

労働安全衛生法第14条により、「高さが5メートル以上のコンクリート造の解体又は破壊の作業」については、コンクリート造の工作物の解体等作業主任者技能講習を修了した者を選任し、当該作業に従事する労働者を直接指揮監督させることが義務づけられています。

つきましては、標記技能講習を下記要領により開催致しますので、ご案内申し上げます。

記

1. 講習期日 平成21年7月22日(水) ~ 23日(木)
 平成21年12月16日(水) ~ 17日(木)
2. 講習時間 第1日目 9時00分~17時00分まで
 第2日目 9時00分~17時00分まで (修了試験を含む)
3. 講習場所 北九州市小倉北区田町11-15 小倉建設会館3階
4. 受講資格
 (1) コンクリート造の工作物の解体又は破壊の作業に「18歳より3年以上」従事した経験を有する者
 (2) 学校教育法による大学、高等専門学校、高等学校又は中等教育学校において、土木又は建築に関する学科を専攻して卒業した者で、その後2年以上工作物の解体等の作業に従事した経験を有する者
 (3) その他労働大臣が定める者
 (注) 受講資格中「3年以上従事した経験を有する者」とは、コンクリート造の工作物の解体等作業は高所作業として満18歳未満の者は年少者労働基準規則により就業することが出来ません。よって、満18歳からの3年以上従事した経験を有する者であること。
- +
 ・ 職業能力開発促進法に基づくとび科の職業訓練指導員免許所有者
 ・ とびの技能検定一級、二級の資格所有者
6. 受講料
 9,000円 テキスト代 会 員 1,050円 計10,050円
 (一部免除者7,000円) 非会員 2,100円 計11,100円
7. 申込方法
 指定の受講申込書により申し込み下さい。(申込書は各分会にあります。)
8. 申込先 〒803-0817 北九州市小倉北区田町 11 15 建設業労働災害防止協会小倉分会
 TEL 093-591-8131 FAX 093-591-8163
9. 振込先 福岡銀行小倉支店 普通口座 608214
 (申込書持参の際の現金、或は現金書留でも受け付けます。)
10. その他
 (1) 一部免除に該当される方は、受講申込書の一部免除欄に記入し、申込提出時に修了証等の写しを添付してください。
 (2) 申込書の提出と受講料の振込みを確認し、講習日の2週間前に記載して頂いた会社宛に「受講票」をお送りします。
 (3) 欠席の場合は原則として受講料はお返し致しません。